

第一回
参議院社会労働委員会會議録第十四回

昭和三十一年四月二十六日(木曜日)午前十一時一分開会

委員長

理事

委員

高野一夫君
谷口弥三郎君
山下義信君

○社会保障制度に関する調査の件
（原水爆実験に伴う予防対策に関する件）

○ 沖縄空襲の報告

(内閣提出、衆議院送付)

○厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○船員保険法の一部を改正

內閣提出
衆議院送付

衆議院議員

國務大同

外務大臣
厚生大臣

政治委員

厚生省公衆衛生局環境衛生部長

厚生省医務局次長

厚生省保險局長
運輸政務次官

道幹政務次官

○本日の会議に付した案件

○社会保険制度に関する調査の件
(原水爆実験に伴う予防対策に関する件)

○派遣委員の報告

○健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○船員保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(重盛義治君)　ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

去る十九日の当委員会において、山下委員より、鳩山内閣総理大臣に対し、原水爆実験に伴う予防対策について質疑を行なつたのでありまするが、詳細は外務大臣に質疑していただきたいとのことでございましたので、本日重光外務大臣の出席を願つております。この際、社会保障制度に関する調査の一環として、原水爆実験に伴う予防対策に関する件を議題といたしました。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下義信君　ただいま委員長が議にせられましたよなわけでございして、いよいよ米国の水爆実験が旬の間に迫ってきておるのでありますて、国民の非常な関心を集めておるだけであります。同時にまた、相当の不安に襲われていることも事実でござります。実験区域とされる南太平洋の中近い国でございまして、そして危険水域と指定されますこの区域も百二十万平方キロすなわち日本の約三倍の大きさであるということであります。実験される爆弾は数千万トンの高性の火薬で、広島の原爆の約五百倍する威力のあるものであるということであります。このたまだけでも直徑五マイルに達するであろう四月十六日付のワシントン発のINSが報道しておるわけでございます。 ういう実験が行われようとしておるのでありますて、われわれはこの実験の中止を極力要望いたしましたが、徒労に帰していくよいよ行われるようでございますが、これに対しましての方遺漏のない対策が政府としてもとられてなければならぬわけであります。そこでわれわれといたしましては、社会労働委員会といたしましては、国民生活の保健衛生というような面の関係の委員会といたしまして、この面について十分検討しておかなければならぬことであると考えたのであります。たまた

ま、過日總理大臣が出席の機会にお尋ねいたしましたところが、全然御承知がないのでありますて、外務大臣に聞いてくれというようなことであります。従つて本日は、厚生大臣と御一緒に水爆実験の影響、それの被害等につきまして、國民としてどう考えていいばいいか、何かあらかじめ注意しておることなどがあれば、この際政府として言つておいてもらいたい、こういう実は趣旨なんあります。外交のことや漁業のこと等につきましては遺慮しておることは当然であります。ただ順序といたしまして、次のことからお尋ねいたしたいと思うであります。

五月一日に予定せられましたこの実験が、五月八日に延期されたということをございますが、これは正式に通知があつたのでござりますか。

○國務大臣(重光葵君) それは正式に発表になりましたことを正式に報告を受けていますから、それではつきりいたしております。

○山下義信君 それで延期の理由は何かあつたんだございましょうか、どうでございましょうか。

○國務大臣(重光葵君) 延期の理由については、アメリカ側は、実験準備に関する技術的問題に基くものであるといふふうに言つております。それと日本側から聞き合せたのに対しても同じ説明でござります。そこで延期は米国側の技術的の都合によるものと考えられます。

きましては、政治的と申しますか、深い理由、たとえば最近四月二十一日にステイヴァンソンが実験を中止したらどうだろうかというような提議をしたとか、あるいはソ連が太平洋地域の使用について抗議したとか、ともかくそういうような事柄が考慮されて一応延期したというような深い理由はないんでござりますね。

○國務大臣(重光葵君) さように思つております。そういう何か特別の理由ということはないようでござります。予定通りにやはりやる、ただ技術的にそれを延期した、こういうことのようでござります。

○山下義信君 そういうことでござりますと、統いて何と申しますか、再度の延期といふようなことがあって、またこれが再び延びていくといふような、そういう気配もございませんか。

○國務大臣(重光葵君) どうもさうな希望をつなぐことができないようござ察をいたします。

○山下義信君 一部におきましては、今回の実験をもつておそらく米国側の水爆の実験は最後になるだらうといふようなことが伝えられておりますが、そういう点につきまして、外務大臣何か御所見ございましょうか。

○國務大臣(重光葵君) 御承知通りに、原水爆の実験はやらない方がいいという考え方があるが、単に日本だけではなくして、世界的に相当力を得つてあるようなことが伝えられておりますが、これはうに観測をいたしております。これは日本の主張も影響したものであります

今すぐ直ちに実験の中止をしますが、から書るべきことではござりますが、空気はどこにもまだ見えておりませんことを遺憾といたします。しかし、さうな一般的な空気が燃成されつつあるでございますから、国際連合等においても漸次にこれが問題となることと思われます。従いまして、大国の間にさような禁止の気持が動けば、何らかの協定ができるだらうと思います。特に軍縮方面的動きも注意しなければならぬと思つております。ただ今回限りに、あとは行われないようになるかということについての見込みは、さようなわけでござりますからはつきり申上げかねるのでございます。

ができます。少くとも一回でないことは子細なことです。おついでに申し上げますが、実験の規模については、米国側の発表しておりますところによりますと、昨年のビキニ実験よりも規模が爆発的です。威力は小さいところを予想されると、原水爆は一回ごとに発達するのでありますから、その威力も必ずいぶん大きいものではないかと想像いたしますが、しかし、原水爆はこの実験に關係する事柄につきまして、ずいぶん長いもので、一般に注意を出しております。そして日本側にもそれをよこしておられます。これはごく最近のことです。それでいろいろの予防措置をとることを詳細にこの中に述べておる模様でございます。そのうちのおもな点はかような点などでござります。災害予防のために、天候予測に今までの実験よりもはるかに充実した組織をもつてこれに当り、注意をするようにするということが一点でございます。また、実験前に、危険区域周辺のペトロールを非常に強化して、災害の少いようにするということも言つております。実験直後に六月十日ごろからだと思いますが、米国海軍の船でテスト区域西方、北緯十度から十四度までの海面及び海水の放射能を詳しく調査するというようなことがそのうちにはあるところを予想して、その中の重要な部分であると言つて、それを摘録して編集報告を受けております。今朝はど、まあさうなことで注意は非常にしてくれることは事実でございます。

○山下義信君　数回にわたって行われるということになりますと、やはりそのつど実験の日時等につきましてはわが方に通報があるのでございましょうか。

○國務大臣（重光葵君）　そのことは米国側によくまたこちらで打ち合せをすることができると思います。ただ、今までのところでは、五月から八月までの間に実験する。そして実験の区域等を明示してきたのでござります。なお、その範囲内において、さらにわが方において必要と思えば、また照会をいたしていきますから、そうやつて差しつかえはございません。

○山下義信君　今回の実験される爆発の程度等につきましては、アメリカ側から連絡のありましたことを今外務大臣が概略はお示しになつたのであります。このビキニのときは私ども専門家でないからよくわかりませんが、いわゆる地上爆発でありまして、放射能が灰にまじって俗にいう死の灰といふものが非常に降ってきた、こういうことになつておる。今回の爆発がやはりビキニのときのような地上爆発をするのかという、そうではなくて高空爆発をするのかということによりましては、受くるところの被害といいますか、影響といいますか、相当非常に違うのではないかとしろうとも考えられるのですが、そういう点につきましては、何らか外務大臣御承知の点がございましょうか。

○國務大臣（董光美君） そういう点で一般的な新聞記事等以外には承知をいたしておりません。米国側も、そういうことについて、発表のできる時期には発表をするだろうと思いますが、今までそういうことについて明確な発表がない、秘密にされておるという状況が思つております。

○山下議信君 それでは何でございましょうか。外務大臣から、米国へ一月下旬に照会されました回答の項目の中にも、被害についての御照会があつて、アメリカ側がそれに対して、まあ危険はないというような回答が、今も大体予防措置その他についてのごく概略な御答弁があつたのであります。大体どういう被害があるだろうかといううようなことの推測も、予想も大体つかないでございましょうか。

○國務大臣（董光美君） それは非常にまあ専門的な知識を要すると思いまます。私がその知識を持つておるといふことを申し上げるわけには参りませんが、十分できるだけの情報を受け取りまして、今申し上げました通り、すいぶん詳しい情報を日本の大便によこしました。どうでござりますから、そういうふうのをさらに取り寄せまして、東京において専門家の研究にこれを移しまして、専門家の機関があると思いまして、政府は適当な、今おっしゃったついて必要なことを考えなければならぬと思います。それはまたおのずからそういう専門家の機関があると思いまして、どうな方法等をおとりになりまして、それから……。そういうことにいたしております。

○山下議信君 それでは、五月八日の実験の前までは、これららの点につきまして政府は適当な、今おっしゃったような方法等をおとりになりまして、

ります。もちろん、從来の、前回の経験によりまして、魚類の汚染度といふものは、原爆実験の行われましたときよりも、だんだん、だんだん時を経て従いまして激しくなりまして、そのピークは大体原爆実験の行われましたときを基点といったしまして、六ヶ月後が一番のピークである。こういうふうに前回の原爆実験の際に経験をいたしましたのであります。それから従来のときにおきましてもそうでありますのが、この現地の実験並びに内地に持つて参りました実験等によりまして、これらの人體に及ぼしまする影響、魚類等もその汚染度が人體に及ぼしまする影響等につきまして、それぞれの漁港においておきます十分な調査をいたすことにはもちろんございます。しかし、前回は大体二千数百万貫の魚類につきまして、各漁港について検査をいたしたのであります。その廢棄いたしましたものは大体十万貫を廢棄いたのであります。しかし、前回の経験にもかくがみまして、いろいろ廢棄いたしましたものを廢棄いたしましたけれども、その後の調査によりまして、魚類の心臓部であるとか、あるいは表面の汚染を除けば、これは人間の食物にしても差しつかえないというような、いろいろの経験も得ているのであります。いずれにいたしましても、調査船を派遣いたしまして、十分な調査をいたしまして、そうして國民の人体に被害を与えないようにいたしたいと、こういふように考えております。

○山下義信君 外務大臣に対する私の質問は大体済んだんではありますが、結局のところは、だいぶ詳しく御説明をいたいたのであります。結局実験されたものがどういうものであってとさるもののが何があるのかと、何を伺いたいと思つたのであります。それで私は、予防対策といふことを伺いたいと思つたのですが、どうも予防ということでもできない。今、厚生大臣の御答弁は、大へん懇切にいたいたのであります。しかし、結局あと、調査は事後の処置、予防することが何かなつかと伺つたのですが、そういうことがどうもないということであるならば、もうどんときて、何がくるのか、どうなのか、死の灰をこうむるのか、どういうことになるのか、まあ当つて見なければわからないということになつて、わかつてない。

ただ一つだけ、外務大臣の御答弁の中印象に残つたのは、いろいろ気象観測、その他について、アメリカの予報などについて、アメリカの予報として、十分強化拡充してやつておかなければならぬ。いろいろ……。危険区域のペトロール等もあります。しかし、前回の経験にもかくがみまして、いろいろ廢棄いたしましたものを廢棄いたしましたけれども、その結果によつて、魚類の心臓部であるとか、あるいは表面の汚染を除けば、これは人間の食物にしても差しつかえないというよう、いろいろの経験も得ているのであります。結局予防といふものがないんです。ですから今、世界ではこうこうと遣いたしまして、十分な調査をいたしまして、そうして國民の人体に被害を与えないようにいたしたいと、こういふように考えております。

○山下義信君 外務大臣に対する私の恐怖し過ぎてもいかぬが、余り無対策

で、のほほんとしていることもこの実験地に一番近い日本として、しかも日本の国民として、その國民の安寧の責任を持つ日本政府として、余り無知識で、のほほんと無対策といふのもどうかと思う。それでこれはよほど注意もせにやらぬ。たとえば、そんなことはちつとも神經にとめんでもいいんだ。全く何らのこともないんだというのであると、実にあいまい模糊として、結局わからない。何かお考えがあれば承つておきたいと思うのであります……。

それから、それはあとで外務大臣からも総合的にお答え下さればよろしい

んですが、今の氣象観測のことです。所管の運輸省からさせていただいたのであります。が、何かただ単なる天氣予報でなしに、いわゆる放射能を含んでい

る放射能雨の、そういうような予報をやつたらどうかという意見があり、また氣象台においては若干特別の研究がなされているということであります

が、政府においては放射能雨の予報というものを公式に、定期的に、計画的にやるという御計画なのかどうかといふことを承つておきたい。

○政府委員(伊能繁次郎君) お答え申します。ただいまお尋ねの放射能観測の仕事につきましては、現在日本全国におきまして主要な気象台の基準

観測関係が五ヵ所、簡易観測が十ヵ所、さらにそのほかに力圧震動観測所を八ヵ所設けまして、原水爆等の爆発に関する気象の関係、気流の関係、また空気の中に包含される放射能、あるいは雨の中に含まれます放射能等の観測を実施をいたしております。と同

時に、気流観測もそれによってたたずますまいけれども、いつこうになつ

いたしておりますので、現在におきましては、毎日四回中央気象台から気象無線通報によってその実情を放送いたしておりますが、そのうち二回は気

流観測の放送をいたしておるような状況でございまして、今回ののような原水爆の実験に際しましては、特にそれらの気象観測所を動員いたしまして、気象の関係等によりまして放射能を含有しておる濃度の関係等によつて、船に

その気流から離れるような装置を気象無線通報をするというようなことでやつて参りたい、かようくに考えております。さらなる点について強化をして参りましたが、なおさらには、もう少々計算

するが、なおさらには、もう少々計算

難色があるのでござります。これはまあ御想像にかたくないと思います。それをよく調整しまして、外交問題としましては実際的にそれを調整する、日本韓の間で委員会をこしらえて調整するというところで、つまり解決をいたしておるわけでございますが、その実際的調整に非常に苦労をしておる状況で

○國務大臣(重光葵君) 原水爆の問題題
や今の綿製品ボイコット法案の問題等
について、外務当局としていろいろ
困ったことに考えておるだらうといふ
お察しでござりますが、それは全くそ
の通りでござります。ほんとうにこれ
は困つております。困つております第
一に、東大爆の問題につきましては、

まあさようなわけござりますが、また今の綿製品の問題について、要するに御質問の点は、アメリカ関係と思ひます。綿製品のボイコット法案等について、これは条約上の問題であります。日本側は条約にこれは反する問題であるとして抗議もし、先方の注意を強力に促しておるということは御承知の通りであります。

て抗議することが、日米友好促進のためにも効果がある措置であるという外務大臣の見解と同じ立場を私自身もとどめるわけです。それで、一月二十五日の政府から、アメリカ政府に手渡した原水爆実験に関しての申入書というものはきわめて当然であり、また三項にわたる申し入れの内容も私は妥当であると考えておりますが、これに対する

もって十分であるというふうに今のところは外務大臣はお考えでござりますか。私は前の例によつてみてこの返答だけでは……もう少し細目協定めいわものをしておかないと紛争が予想されるのではないかということを懸念して、かく質問しているわけですが、御回答をお願いしたいと思います。

○國務大臣(董光慈君)　米国の回答を

○相馬助治君 先ほど山下委員の質問に対し、答えた外務大臣のお話を承っておりますと、今度のアメリカの水爆実験については、日本政府からもアメリカ側に実験の時期及びそれに伴つて起きた災害等についての補償、そういうものについての申し入れをされ、それに対して返事が参つておることはよくわかれわれ承知していたのです。が、それがきわめて具体性を欠くと思つて心配をしておりまして、その上に立つての山下委員の質問だったたと思いますが、これに対する外務大臣の御答弁を承つておりますと、まことにたよりなくて、一体心配していることが杞憂なのか、それとももう少し本気になつて心配をしなければいけないのか、それすらもどうもさだかでないよう思つてならないのです。

私はそこでこの際一点お聞きしておきたいと思つことは、外務大臣として現在の日米友好の建前から、例の綿製品のボイコットの問題と、今度の水爆実験の問題は相当お困りであるうたいと思うのですが、これに対する御見解を簡単でよいですからお聞かせ下さい

お話を通りに、これは原水爆というものは科学の先端を行っているものでござりますから、これがどういうふうな正体をもつてどういうふうにこれに対する処していけばいいか、ということが確定していないということ、これが非常に困ったことであり、またそうでもありますから実験が必要になってくる。非常によつて予防処置等についてはあらゆる努力をしつゝより最善を尽すということでおやるよりほかに方法はないのでござります。

それからまた、この問題に対する外交の処置につきましても、今日不幸にして国際情勢は原水爆の実験をまだとめる、禁止するというところまできておらぬ。それでこういうことが起つたのは将来原水爆の実験を禁止する国際法を作つていただきたい、こういう考え方で努力をしておることは、これは言うまでもない、御承知の通りであります。が、まだその時期に達しておらぬから実験を見る。そこで、その実験についてはあるらる情報を集めて、できるだけ広く集めて、そして予防処置等についても最善を尽すことにしておることを申し上げるよりほかにないと

矢の通りでござります。本国政府にもます
常に困惑した状況でありまして、何と
かしてこの問題を日本側の納得のいくよ
うに、また満足のいくように処理を
したいといって、米国の最高首脳部に
おいても非常に努力をいたしております
の誠意は認めざるを得ません。これは
日米関係の基本を考慮した措置だと思
います。そこで日本側といたしまして
は、米国との関係が非常に重要ななる
のでありますけれども、しかし条約上
の問題だとか、当然主張すべきことは
私は十分に主張もし、必要があれば抗
議をするということもこれは当然であ
ると考えております。また、さような
ふうにして先方の注意を促してわが方
の利益を擁護するということは、これ
は外交の義務でございます。そういう
ふうに見て少しも差しつかえはないと
思います。また、そういうことによつて
て、日米関係の基本が私は動くとは考
えておりません。しかし、根底において
ては日米関係を重要視して、いつも由
す通りに、日米協力関係は私は進めて
いくべきだとこういう基本的な考え方を
持つておるのであります。しかし、抗
議をするとか、いろいろな要請をする
とかということは、その基本精神に合
するものだと考えて進めておるわけで
ござります。

と考へておらぬですか。これに文で書いてある
メリカ側の返答といふものは實に長い文
文章ですけれども、しみじみと読んで
みると、どうも最後の段階において紛争の種になるのではないかとい
うようなことがあちらこちらに見受け
られるのですが、その一つの問題だけ
取り上げて、外務大臣の見解を承わつて、これを参考にしたいと思うので
すが、生じ得べき損害についての補償の問題ですが、アメリカ側の回答によ
りますと、「日本国または日本国民が、
実質的な経済的損失を受けた」という証
拠が公式に提出された場合には、右の
証拠に基いて補償問題に対し「云々」
と、こうありますて、「証拠が公式に
提出された」こうすることになります
と、あることを予見して政府自身は運
輸省が海運局長の名前をもつて通達し
て、こういう危険に会わないようには
げ回れということから一步突き進んで
で、こういうときにはこういう証拠を
收集しておかなければならぬぞとい
ことまで、実は指導しなければならぬ
のではないかというような不幸なこと
も考えられるのでございますが、今
「証拠が公式に提出された」云々とい
うアメリカの回答は、文書以外に何か
口頭あるいは申し合せ事項等で外務省
に入っている情報等があるのでござい
ますか。また、このアメリカの回答を

私はそこでこの際一点お聞きしておきたいと思いますことは、外務大臣として現在の日米友好の建前から、例の綿製品のボイコットの問題と、今度の水爆実験の問題は相当お困りであろうと、かように考えておるのですが、これらに対する基本的な御見解をまず念のため伺って、その次の質問に入りたいと思うのですが、これに対しても御見解を簡単でよいですからお聞かせ下さい

際法を作つていきたい、こういう考え方で努力をしておることは、これは言うまでもない、御承知の通りであります。ですが、まだその時期に達しておらぬから実験を見る。そこで、その実験についてはあらゆる情報を集めて、できるだけ広く集めて、そして予防処置等についても最善を尽すことにしておきたいと、ことを申し上げるよりほかにないと思ひます。

えておりません。しかし、根底においては日米関係を重要視して、いつも由通りに、日米協力関係は私は進めていくべきだところの基本的な考え方を持っておるのであります。しかし、抗議をするとか、いろいろな要請をするとかということは、その基本精神に合するものだと考えて進めておるわけでござります。

で、こういうときにはこういう試験を収集しておかなければならぬぞ」ということまで、実は指導しなければならぬのではないかというような不幸なことも考えられるのでございますが、今の「証拠が公式に提出された」云々というアメリカの回答は、文書以外に何か口頭あるいは申し合せ事項等で外務省に入っている情報等があるのでござりますか。また、このアメリカの回答を

いりますから、つまり証拠が出ればそれについて考慮を加えよう、こういうことでございます。考慮を加えたからすぐこつわの言った通り賠償するとは書いてございません。これも何と申しますか、不満であると言えば不満でございます。しかし、それは交渉の結果こういう証拠があるからこれまで補償をしてもらわなければいかぬ、向うも全然補償をしないというのではない、

考慮しようというのでありますからそ
の交渉に応する、こういうことであり
ますから、まず国際間のことといふも
のは大体そういうものであるうかと考
えます。私はこの米国の回答が全部満
足なものであるということにはそれは
考えておりません。また、そう満足な
ものを初めからこちらの思う通り期待
するわけにはいきません。こちらの意
見を十分向うに突っ込んで、そうして
こちらの立場をこしらえておくという
ことが重要なことであります。しか
し、それに対し、大体これまでの返
答を、向うは意思表示をしたのでござ
いますから、そのきっかけはできるわ
けであります。さらにまた検討した上
で、こちらの立場を突っ込んでいく必
要を認めますならば、認めます点につ
いてやります——やりますが、今の点
は大体そういうことでよからうかと、
まあ考えるのござります。

鉛に関するものは人体には大して影響がないというようなことがありますので、放射能の灰の成分の分析ということは、水爆実験の影響の調査に関しましては、全くこれが核心であると考えておるのでござります。ただ、前回のビキニの際におきまする魚等につきましては、人体に対しますることの結果が学者によつて得られておりますので、この際国民の安心感といいまするか、そういうことに対しまする一つの一助いたしまして申し上げておきたハと思へますことは、先般のビキニにおきまする原爆実験は主として亜鉛というものが多かつたよう考えるのであります。かりにこれを、ストロンチウムというものが多量あつたような原爆実験と仮定いたしましても、人間がそれらの魚を二百五十グラムずつ毎日食つて、一生涯食いましても、人間の生命には支障はないんだということが、先回の原爆実験の結果得られておりますので、原爆実験は避くべきものでありますけれども、そういうことであるということだけを山下さんの方間に連いたしまして申し上げておきたいと思ひます。

実験みたような特殊の場合に、汚染されたああいうマグロの処分は厚生省がお当たりになつたわけですが、何によつてなされたのであるか、多分食品衛生法に基いた処分と思うけれども、何らか一定の、たとえば放射能の検出量についての規格を設けて、新たに作られて処分をされたのかどうか、そのほか特殊な場合として、この食品衛生法に基かずに、法律に基かずに、何か行政的の臨時の措置として廃棄処分とされたのであるかどうか、この点を一点伺つておきたいと思います。

○國務大臣（小林英三君） 先回のアゲロの廃棄につきましては、今高野委員の御質問になりました食品衛生法に基きまする行政処分によつて廃棄さしたものではないのでござります。廃棄を勧告いたしまして、自発的に実施したものでございまして、その補償といたしまして、補償につきましては、米国の補償費の中で時価に見積りまして、当時損害賠償といいますか、損害の補償費を支出しておるのであります。

○高野一夫君 食品衛生法みたような法律に基かずして勧告したという話でございまますが、勧告するについては、はやり一定の、これは食べちゃいかぬ、廃棄しなくちゃいかぬという限界といいますか、基準がなければできないはずだ、それが一つと、それからこまかい点はいづれまた他日伺いますが、その点が一つと、勧告であるならば、もしも漁業者がその勧告に応しない場合はどうされるか、その点が一つ、あわせて伺いたい。

○國務大臣（小林英三君） この問題は、私がここで御質弁申し上げるより、当時関係いたしました事務当局か

○政府委員(楠本正康君) 前回は、何分にも私どもが從前経験のなかつたことでございましたし、また、世界の文献等にも見当らない新しい事態でございましたので、早々の間に一応基準といたしまして、十センチの距離からカウンターではかりまして、毎分百カウントを数えるものを、それ以上のものを一応廢棄処分の対象といたしたわけでございます。なお、この場合、たゞいま大臣からもお答えを申し上げましたように、特に食品衛生法による行政処分ではないのですが、あらかじめ業界とよく話をいたしまして、関係者とよく相談をいたしまして、これを勧告によってやることに実施をいたしましたわけであります。

○高野一夫君 もう一つ、そうすると、近く水爆実験が行われる場合が予想せられるといったしまして、その場合に、いわゆるマグロその他の魚類に対しては、過去においてやられたような規格、基準によってやはり勧告の方法をとられるわけですか。

○政府委員(楠本正康君) この前の作られました基準は、何分にも私ども資料不足の状況でございましたので、ただいま申し上げましたような基準を一応定めましたが、その後いろいろ研究が進みまして、もっと合理的な、科学的な基準を作る必要があるわけでござります。この点に関しましては、目下学術會議におきまして、その後引き続き、計測方法等について研究をいたして、間もなくその計測方法がこちらに答申になることになつております。一方、これらの計測に基づきます基準につ

きましては、これまた学者の御意見によつて研究をいたしていただいておりますが、この点もおおむね結論を得ます。而して、目下私の手元におきまして、これを事務的に整理をいたしておる段階で今後は実施ござります。新しい基準で今後は実施をいたしたい、こう考えております。

○高野一夫君　そうすると、これは五月八日予定されたのが延期になるかも知れぬ、けれども、いつ水爆実験が起るかもわからぬが、その学術会議の答申といいますか、それを厚生省が採用して、それに従われるとしても、それに一体いつごろ結論が出るつもりであかる、それともう一つは、シベリアあたりで水爆実験が行われるというような場合に、今度は日本の内地の蔬菜類そのほかそういう飲食に供する植物類に対する、いろいろな汚染が行われた場合、これに対しても、やはりマグロの場合と同様に、そういうふうな基準を設けて、一種の行政処分でない、法律による取り扱いでなくして、單なる勧告的方法をおとりになるつもりであるかどうか、あわせて御答弁願いたい。

○政府委員(楠本正康君)　ただいまお答えを申し上げました基準につきましては、今年のうちに必ずこれを一つ固めたい、かように考えておる次第でございます。

なお第二点の内地の蔬菜、水、その他の問題につきましては、一昨年以来しばしば放射能あるいは放射能塵といふような問題が出ております。しかしこれらをいろいろ元素的に分析したり、あるいは現実に蔬菜、その他汚染状況を調べてみますと、いずれも許さるべき基準をまるかご下回つてお

りまして、現在までのところは幸いに何ら国民生活に支障ないという結論を得ております。ただし、それらのうち、比較的最近ソ連の実験によりまして、放射能雨が降りましときには、比較的多いカウントが、きわめて一部の、天水をそのまま使用しておる地帯につきましては、若干心配も予想されまして、これらの点につきましては、この行政指導によりまして、たとえば降り初めの雨を避けるとか、あるいは念のために遮過して水を使うこと等を指導をいたしました。しかし、これもきわめて天水を使うという特殊な地域でございまして、かような指導を実施いたしたのであります。

○高野一夫君 私はこの問題に實に食品衛生法の改正案に結びつけて非常に疑義を持つておる。これは詳細そのとくに審議のときに伺つて、さうはやめますが、現在、たとえばソビエト方面の実験による内地のものの汚染度、内地において飲食の汚染度、こういうものについては、過去においては大したことはなかったという、こういうお話しであるが、今後いかなる事態が起るともわからぬわけですか

ら、従つてビキニ方面の水爆実験と相待つて、この点についても十分の対策を今のうちから用意されておられるべきだと思います。

それからこの勧告処分ということについては、私は非常な疑義を持つつのであります。

○相馬助治君 私はこれは先ほどの山下委員の議事進行の発言のときのように、ばと思つていたのですが、今具体的に

ということで、そういうことは心配ないのだとということを楠本部長は新聞で発表された。しかし東京都はまだそのとき調べておった。ところが、新聞でもってああいうことを発表されたために、東京都はあの処置に困った。しかももその費用等においても、厚生省の方でああいうことは無意味なんだというふうなことを新聞に発表されたために、その費用等に対しても非常に困ったということは私も直接聞いてる。こういうことがありますと、この前の例もあつたからということで各地方庁でも非常に困る。食品衛生の方でも、厚生省の方でも取締り等において基準がないと、いうことになると、今度は地方庁の方においても、なおそういう点に対しても、それぞれ県会あるいは都議会等の協賛を得なければならぬということになると、これは困る問題なんで、こういうことに対してもどういうふうにお考えになつていらっしゃるか。それでもまだ都民の、あるいは県民の心配がないやり方ができるのだ、大丈夫だという御確信をお持ちなのかどうかということを伺わせていただきたい。

それから次に、この調査船を出して、その間はのほんとしてマグロを陸揚げしているのが危険ではないかといふ御趣旨かと思いますが、私どもは前回の例にも見まして、先ほど大嵐の御答弁にもございましたように、魚が最も汚染されますのは、これはもちろん灰をかぶるというようなことでなく、むしろ食べものが二次的に汚染をされる。プランクトンその他の食べものが二次的に汚染をされる。それを食べてマグロの中にだんだん放射能が蓄積していくという経過をとっておりますので、ピークはやはりこれは六ヶ月後というようなことになるわけでございまして、従つて爆発の直後におきましてはますます危険というものは予想できない。しかしながら、これとて先ほどお話しを申し上げましたように、前回の実例ではもちろん大した心配はない。しかしながら、今回はこの爆弾の規模、性質、放射能の種類、かようなものによつても違いますので、この点に関しましては、とにかくとりあえず南方に行つてその点を確かめようということをございまして、きわめて合理的に、まあむだなく安全な対策を講じていきたいと、かような考え方であります。

よりもその方が危険なんだとおっしゃるのですけれども、これは楠本さんのおっしゃるのが事実なんですか。
○政府委員(楠本正康君) その通りで、これは学界の通説でございます。
○横山フク君 そうすると重ねてたまねを押しますけれども、灰をかぶった魚を食べるよりは、その水中に泳いでいる魚をえさとして食べたマグロの方が危険だということになるのですか。
○政府委員(楠本正康君) これははなはだ専門的なことになりますて恐縮でござりますが、マグロは当初は灰をかぶるとか、あるいは灰の多少含まれている水をまあ呼吸するという間に、表面、外表がよごれたり、あるいはうらがよごれたりするだけでござります。そのうちにだんだんマグロがブランクトンその他の食物を食べますから、こういったものが二次的にいろいろ汚染をされてきておりますが、これを食べるのためにだんだんに体内に放射能が沈着をして参ります。その場合に肉には沈着せずに、主として内臓あるいは骨髄等に沈着をしております。しかも前回の場合には沈着するものもこれも主としてアエンであって、ストロンチウムというものは、痕跡であったということが明らかになっております。なおこの場合筋肉等にはほとんど痕跡すらも沈着はない、ようやくこれを感知できる程度でございます。
これらのものはもう当然食品としての許容度をはるかに下回らておるという性質のものでございます。
○横山フク君 そうすると、今の楠本部長のお話しを敷衍いたしますと、ビキニの灰をかぶったその漁民よりは、日常、常に原水爆のある灰、あるほと

雨水によって汚染されている野菜も常に食べていて、一年、十年、二十年と食べている私たちの方がもっと健康的に危害があるということになるわけですね。

○政府委員(楠本正康君) この雨水あるいは放射能塵等によって汚染されたものをかりに食べるとなれば、これはその量によっては確かに危険はあります。しかし、今まで私どもが過去二カ年間各方面と協力をいたしまして、いろいろ現状調査をいたってきておりますが、この結果は幸いにも人体に支障のある程度のものは何ら見知されなかつたのであります。

○横山フク君 どうも私おかしいのです。しかしまあ私もしろうとですから、これは各方面から確かめて、いざれ食品衛生法のときにこの問題に触れるそうですから、そのときにゆっくり伺わせていただきまます。

○委員長(重盛義治君) 次に、本件に関連して放射能を含む降雨の状態について、現在までの状況等を吉村中央気象台長代理から御説明を願いたいと思ひます。

○政府委員(吉村順之君) 中央気象台の総務部長でござります。

先ほど運輸省の政務次官が話しました通り、気象台では、大気放射能の観測を全国で十五カ所でやつております。今まで大体千カウント以上大気または雨水の中に放射能を見つけました場合には、直ちに発表いたしております。このような次第でございますが、現在までのことにつきましては実はここに専門の測候課長が来ておりますので、測候課長から話をさせてもらいたいと思います。

○説明員(太田正次君)　ただいままで
の雨水に含まれました放射能の概要を
申し上げます。

○中央気象台で……。

○山下義信君　私が中央気象台の意見
を求めたいと思ったことは、過去の
データのことと合わせて、これが
資料としてあとで配っていただいて、
今回の水爆実験に対処して、これから
放射能雨のたたずまきの天気予報でなく
して、放射能雨に関する中央気象台の
諸般の予報というか、天気予報と同じ
ようなものを放射能雨に関する限りそ
ういう特別の経緯をするか、ふういう
計画があるかということを明確にして
いただきたいというのが私の質問の趣
旨です。今までどうしておった、こう
しておったなどということ、これもきわ
めて貴重な資料でありますから、これ
もちようだいいたしたい。しかしこ回
の水爆実験以後、あすは放射能を非常
に含んだ雨が日本に降るという見込み
だというような予報をする必要がある
じやありませんか。済んだことばかり
の調査は、それも非常に貴重で、今後
の学術研究には非常に大切じやが、あ
さっては大へんな暴雨雨で非常に放射
能を含んだりを含んだりそのものが
降ってくるぞという予報をする必要が
ある。そういう計画が中央気象台にあ
るかといひ、それをするかといひ、そ
ういうことをしなければ何の足しにも
なりません。今までのよろしい天気予報
の晴か曇りかといひのものいが、今度
水爆実験をした以後にその被害をこう
むるその天候とからんでそういう予報
をすることが必要じやないか。ただいま
そういうことが計画されているんじや
ないか、こうしたことと相づごよ。可

か中央気象台の一部でそういう観測的な機械器具の研究とかそういうものの実験をするんだということを聞いていますから、もう正規にそういうことをやる計画があるかということを聞いたのです。

○政府委員(吉村順之君) 御質問の放

射能の雨が降るという予報でござりますが、これは現在の科学技術では非常に困難でございまして、そこまではやり得ない状態でございます。現在では放射能の雨が降りまして、測定してそれを発表しておりますが、なおその測定については新しい機械とおっしゃいましたが、実は気象研究所の方で研究しておりますので、最近放射能ゾンデといいまして、気球を上げて、高い空気中の放射能などもある程度測定できるとられて発表したい、こういうように考えておるわけでございます。

○山下義信君 それは中央気象台で実施するのですね。今度実施するので

すね。

○政府委員(吉村順之君) それは現在の厚生省やその他関係の方と打ち合せをやつておりますので、実はまだ最近そのことが可能であることがわかりましたので、今度予算措置をやりまして、できるだけ早く間に合せたいと、かよ

うに考えておる次第でございます。

○山下義信君 私の質問はそれであつたのですから、それでようございました。今度の過去の報告は、資料として委員会に配付して下さればそれでよろしいです。

○相馬助治君 一点だけ。何ですか。それは非常に予報は困難だということ

ですが、それはまあ困難であるには違いないが、私どもしううが雑誌、新聞があるかということを聞いたのです。

でも、大体台風の通過する道に沿う

て日本の国土の上に襲つてくる。だか

ら、ある一定の場所に進んでくる風が

持つていて放射能と、それからその進

路を明確にすれば、大体の予報は可

能であると、こういうふうに何か私新

聞で読んだように思うのですが、それ

を今から各課長と相談をして、それ

ら予算をとつてということじや、こと

のことにはまるきり間に合わぬと思

うのだが、いつ予報をやり得る見込み

ですか。

○政府委員(吉村順之君) 予報としまして、先ほどお話をございました台風の進路と、大体大気の変動が同じよう

に動いて参りますので、それに乗つて多分原水爆の灰が飛んでくるだろう。

そういうような大体の予想はつくので

ございます。そういうような傾向にあるこ

とは申し上げることができると思いま

す。そういうような実情でございま

るので、なお南方方面におきます汽流等につきましても、今後資料を取りま

して、船その他へ気象放送をやります

際に、加えてそれを発表する予定であります。

〔速記中止〕

○委員長(重盛壽治君) 速記をつけて下さい。

委員会はこれで暫時休憩いたし

午後一時五十七分休憩

午後一時三十一分休憩

午後一時三十二分休憩

午後一時三十三分休憩

午後一時三十四分休憩

午後一時三十五分休憩

午後一時三十六分休憩

午後一時三十七分休憩

午後一時三十八分休憩

午後一時三十九分休憩

午後一時四十分钟休憩

午後一時四十分休憩

そのうち満州から北鮮に移動してきていた者が四世帯あります。彼らは從業者として行わされたのであります。

今回の引き揚げは北鮮赤十字社の事

業として行わされたのであります。

本の出迎えに行つた一行に対しても非

常に友好的で、いろいろ歓迎の催しも

あったようであります。しかし、入

港、出港の手続が非常に厳重で、北鮮

の軍艦が沖の方まで警備するという状

態であり、そのため出港の予定が約

一日半おくれたのであります。

引揚者の北鮮での生活は、精神的な

面は別として、衣食住についてはさほ

ど不自由もなく、特に昨年九月以来待

遇が非常によくなつたとのことであり

ます。

今回帰還した者は、非常に日本に

帰ることを熱望して、いた者であります。

中には日本の土を踏めば死んで

もよいという人もあつたとのことであ

ります。遼河港に集結していた者の中

にも帰国を希望しない者もあり、そな

う人は帰還しなかつたのであります。

北鮮地区からの引き揚げは、終戦後

昭和二十二年、二十三年にかけて三

回、約二千三百名ほどありましたが、

二十三年七月以来とだえていたのであ

りまして、今回は約八年ぶりの引き揚

げであります。

今回の引揚者は十六世帯三十六名で

あります。そのうち子供が十八名

で、おとなは男子が一名、婦人が十五

名で、その大部分があちらで朝鮮人と

結婚していたのが、あるいは夫の死

亡、これは六世帯、夫の行方不明四世

帶、あるいは離婚した者、これは三世

帶などあります。なお姫婦——姫姫

しておる婦人も二名おります。また、

長、出迎えに行つた日赤の代表者、あ

るいはこじま丸船長から特に国会にお

いても尽力してもらいたいという要望

がありましたので、政府におかれまし

ても、適当な御措置をしてもらいたい

と存じます。

以上簡単でありますが、報告を終り

ます。

○委員長(重盛壽治君) 別に御発言がなければ、ただいまの報告を御了承願うことにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(重盛壽治君) 北鮮地区引き揚げ実情調査のため派遣委員の報告をお願いいたします。

○竹中勝男君 このたび北鮮地区から引揚者を出迎え、かつその事情を調査するため、長島、竹中両委員が舞鶴に出張して参りましたので、その概況を御報告申上げます。

日本の出迎え船を待つて、北鮮の東海岸にある遮潮というところに集結していた引揚者三十六名が海上保安庁の練習船こじま丸に乗船して、去る二十一日午後三時舞鶴に入港帰還いたしましたので、長島、竹中両委員が舞鶴にて、北鮮地区からの引き揚げは、終戦後昭和二十二年、二十三年にかけて三回、約二千三百名ほどありました。このことにつきましても、今後資料を取りまして、船その他の気象放送をやります。

今回の引揚者は十六世帯三十六名であります。そのうち子供が十八名で、おとなは男子が一名、婦人が十五名で、その大部分があちらで朝鮮人と結婚していたのが、あるいは夫の死亡、これは六世帯、夫の行方不明四世

帶、あるいは離婚した者、これは三世

帶などあります。なお姫婦——姫姫

しておる婦人も二名おります。また、

長、出迎えに行つた日赤の代表者、あ

るいはこじま丸船長から特に国会にお

いても尽力してもらいたいという要望

がありましたので、政府におかれまし

ても、適当な御措置をしてもらいたい

と存じます。

以上簡単でありますが、報告を終り

ます。

○委員長(重盛壽治君) 次に、健康保

険法等の一部を改正する法律案、厚生年金保険法の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

なお前回の委員会において、療養費

の問題についての山下委員の質問につ

いて、次回に厚生大臣から発表せられることとなつておりますので、この際、厚生大臣からの御発表を願いたい

と思います。

○國務大臣(小林英三君) 前回の当委員会におきまして、山下委員その他の委員から、健康保険法第四十四条に規定してあります療養費払いの周知方

に関する所見を求めておりましたので、この機会に厚生省といたしましての所見を申し上げたいと存じます。

つきましては、保険局長から所見の発表をいたしたいと思います。

○政府委員(高田正巳君) 専門的なこ

とにわたりますので、私が申し上げ

たいと思います。

健康保険法第四十四条療養費払いの基本的な考え方、解釈ということにつきましては、前回の委員会で大臣より御答申し上げました通りでござりますが、さらにその具体的な例等について重ねてお尋ねがございましたので、お答えを申し上げたいと存じます。その具体例のおもなるものをあげますと、おおむね次の通りでござります。まず(1)といたしまして、療養の給付をすることが困難な場合、(2)、(3)と分れます。(1)といたしまして、輸血用の生血代、生血代につきましては、医療機関に供血者の準備がございませんために療養の給付ができませんので、療養費払いの取扱いとすることに相なります。それから(2)といたしまして、看護、移送の給付につきましては、これも同様に現物給付の組織がございませんために、療養費払いの取扱いと相なります。それから(3)といたしまして、僻地あるいは離島等であって、保険医療機関がないために非保険医に受診した場合も、療養費を支給するという取扱いに相なります。それから(4)といたしまして、緊急やむを得ない場合の具体例でございますが、それの(4)といたしまして、吐血、胃潰瘍等の緊急な病状で、最も手近な医療機関に診療を受けざるを得なかつた場合で、そこが保険医でなかった場合。(4)といたしまして、交通事故で負傷をし、もよりの医療機関にかかり込まれた場合、そこが保険医でなかつた場合、以上が緊急やむを得ない場合と考えられます。

それから(3)番目に、その他やむを得ない場合、その(4)といたしまして、入院を必要とする病状であるが、保険医療機関はいすこも満床で入院できない場合に、やむを得ず非保険医のことろに入院した場合。(4)といたしまして、特殊の手術を必要とするけれども、その手術ができるのは保険を取扱わない特定の病院だけである場合に、その病院で診療を受けた場合。(5)いたしまして、これは御質問の中で別に指摘されたのでござりますが、優生保護法の指定医との関係でございます。優生保護法では指定医制度をとつておりますが、人工妊娠中絶を行なうことができない場合は人工妊娠中絶を受けた場合。このことなつておることは御存じの通りでございますが、遠隔地でなければ保険医である優生保護法指定医がない場合に、付近の非保険医である指定医について人工妊娠中絶を受けた場合。もう一べん繰返して説明的に申し上げてみますと、遠隔地でなければ保険医である優生保護法指定医がない場合に、付近の非保険医である優生保護法の指定医について人工妊娠中絶を受けた場合。

隣近所の非保険医の方が便利であるといふ理由で、非保険医に受診した場合。
それから何といたしまして、非保険医であるが、他の保険医よりも評判がいい、あるいは名医だというふうな理由で、その非保険医に受診した場合。まあ評判がいいとか、名医だというわけで非保険医に受診した場合。
何といたしまして、保険医が近くにあるにもかかわらず、そのお医者様が頗見知りであるとか、あるいは從来からのかかりつけであるとかの理由で、非保険医に受診した場合。
(2)といたしまして、付近に保険医がないから、非保険医に受診しても療養費が支給されると一応考えまして、保険医療機関よりはさらに遠隔の非保険医に受診した場合。
かような場合には療養費払い、四条の適用がなきものと、そのおもな、気のつきましたよな事例を列挙御説明申し上げた次第でございます。
療養費払いの取扱いはおおむね以上の通りでございまして、この取扱いの法律解釈は、保険医の総辞退といふようなことによつて特に変更され、拡張解釈されるものではございませんが、従来のように、保険医療組織網が十分でなくなりますために、前に申し上げました療養の給付をすること困難な場合の(1)に相当する事例並びにその他やむを得ない場合の(2)及び(3)に相当する事例が多くなるものと予想がされます。
すなわち(1)といたしまして、付近に保険医または保険者の指定する者がなく、最も近いところで交通機関を利用して長時間を要するような場合は、

④といたしまして、保険医または保険者の指定する者について診療を受けようとしたしましたけれども、いすれも患者が多くて、診療能力がないといふ理由で、診療を拒否されたことが明らかな場合、これも療養費の対象になり得ると思うのでございます。

ただし、ここで補足的に、もちろんのことですざいますが、つけ加えて申し上げておきたいことは、多分混んでいるだらうということで、非保険医にかかるたどりいう場合は、療養費払いの対象にならないと、かように考える次第でござります。

それから4といたしまして、これまで入院していた保険医が辞退した場合、病状から見て転医が不可能な患者は、その病状が続く限りそのままそこに入院していなければなりませんので、この場合は療養費が支給されると考えます。また、病状から見て、転医が可能でありますときは、患者の方で一時的にも現金支払いをしたくないという患者の要望があります場合には、保険医療機関に転医できるようになります。しかし、現金支払いをして転医できないというような場合は、保険医療機関に転医できるようになりますので、かならぬ場合にも療養費が支給されるものと考える次第でござります。

以上が、大体の具体例等についておもなるものを列挙してみよという御質問に対するお答えでござりますが、その他二点ほど、やはり療養費払ひの関係をいたしまして、御質問がござ

ざいましたので、つけ加えてお答えを申し上げておきます。

その一は、今回の保険医紹介退といふやうないわゆる普通でない事態が、四十四条にいう「緊急其ノ他」ムヲ得ザル場合」と一般的に認められるかどうかという問題でございますが、「緊急其ノ他」ムヲ得ザル場合は、被保険者が保険医について、療養の給付を受けることができなかつたことについて、緊急やむを得なかつたかどうかを判断するのでございまして、保険医の緊急辞退が緊急状態かどうかということではないのでございまするから、今回のような保険医緊急辞退をもつて、すべて療養費払いが認められるという解釈には相ならぬものとを考えます。

それから第二点といたしまして、療養費として支給される額についての御質問がございましたわけでござりますが、療養費として支給される額は、健保法の第四十四条の二の規定によつて定められているのでござりまするが、保険医について受けた診療が、もし保険医から受けたとすれば、療養費の給付としてその保険医に支払われる額とあらうところの療養に要する費用、むづかしく申し上げましたが、これを契約して申し上げますならば、療養費の額と規程及びいわゆる点数表によつて算出した額とのうちいすれか低い方を支給するという取扱いに相なつております。また、この費用から一部負担金を控除した額と、実際に非保険医に支払つた額とのうちいすれか低い方を支給すますが、この費用から一部負担金を控除した場合に、被保険者はその診療が社会保険診療であつたものとして算定され

慣行料金と支給額との差額は被保険者の自己負担ということに結果的には相なるわけでございます。

大体以上の点が前回宿題にされまして御質問の点に対するお答えでござります。

○山下義信君 私はこの内容の質問は別といたしまして、ただいま御説明になりましたこれらのいわゆる問題は、当面の保険医辞退の場合、保険医でなくなった医者が治療費がどういうふうに受けられるかという場合であります。この原則は、いわゆる基準は今御説明になりましたが、これは取扱いとしては、この基準の取扱いとして、これは厚生省の方の規則というか、施行令の中にもないので、施行細則の中にもないので、何に入れを入していくか、施行細則の中に入れていくか、これを正規の規定とする場合にはどういう扱いにされるという考えです。

○政府委員(高田正巳君) 従来の断片的と申しますが、疑義解釈等の通牒がござりまするし、いろいろ不服の問題が起りました際には、審査官並びに審査委員会の不服処理の具体的な事実が例でありますとか、そういうふうなものを総合いたしまして、今のような御説明を申し上げたわけでござりまするまではあるまいが、かようにただいま考えております。

○竹中勝男君 今一通りお伺いして大体わかったようでもありますか、この

中で、さつき局長が説明された中にもあつたのですけれども、もう一度、御質問に対するお答えでござります。

○山下義信君 私はこの内容の質問は、実際に総辞退に直面するような事態が起った場合に、どの条項、1、2、3と4)、(b)、(c)とあるわけですが、どの条項が特にこの総辞退という状態を考慮してあげられた点になりますか。

○政府委員(高田正巳君) 私といたしましては、最初に何と申しますか、具體例のおもなるものを一応法律の各段に、前段、後段等に従いまして申し述べ、さらに一番最後のところで、大体その原則は以上の通りであるけれども、今回ばかりは、ふうな場合には、こういうふうなものが予想されるであろうという意味で、一番最後に4)、(b)、(c)と三項目並べた

ものでございます。従いまして、特にどの項目が総辞退に対しても云々というふうな実は考え方をいたしております。

○政府委員(高田正巳君) 申しますが、この三つが総合的に総辞退といふような事態に対しまして、何と云ふふうな場合に該当するかと申しますが、それは、ほんと九割以上の医師が総辞退をしてしまいますと、ほんと非

人、何人になるかわかりません。京都は遠隔の地ですから、一人いると仮定しますと、すべてこれ遠隔の地になるわけですが、大体その近所の人以外には遠隔の地になりますが、そういうことをこれは言つておられるわけですか。

○政府委員(高田正巳君) 私はそういうふうな場合は、療養費払いの対象にならないと申しまして4)、(b)、(c)、(d)と申しますが、それが申ました中に遠隔の地、遠隔といふふうに考へるわけでございます。

○竹中勝男君 この前の委員会のときには相当数のケースが、ふえるものと思われるという御答弁があったのですが、それは、通牒として、法施行上の通牒として私どもは取り扱つたならば妥当

なまではあるまいが、かようにただいま考えております。

○竹中勝男君 今一通りお伺いして大体遠隔の地になつてしまいますが、そのような場合のことを考えられてこの中で、それはどれに当てはまりますか。

○政府委員(高田正巳君) 先ほどの御説明にも申し上げましたように、療養の給付をすること困難な場合の人に相応する事例、それからその他やむを得ないは保険者の指定するものという保険

ない場合の(4)及び(5)に相当する事例がある場合に該当するかと私どもは予想をいたしておるわけでございます。

○竹中勝男君 この(4)の遠隔の地といふふうな不幸な事態がもし万一発生した場合に、さつき局長が説明された中にもあつたのですけれども、もう一度、御質問に対するお答えでござります。

○政府委員(高田正巳君) 京都の場合は、大体遠隔の地になつてしまいますが、そのような場合のことを考えられてこの中で、それはどれに当てはまりますか。

○政府委員(高田正巳君)

りしておいていただきたい。

○政府委員(高田正巳君)

京都の場合は、大体遠隔の地になつてしまいますが、そのような場合のことを考えられてこの中で、それはどれに当てはまりますか。

○政府委員(高田正巳君)

りしておいていただきたい。

○政府委員(

ればならないということに相なりまするので、そこは画一的に一つのものでしはなかなかできがたいものとかよろしく考えてまして、先ほど申し上げましたように、最も近い所で交通機関を利用してでも相当長時間をするような所といふのじやないか、さようと考える次第でござります。

○竹中勝男君　もう一つお尋ねしますが、補足して二つだけ言わせて最後に御説明になつたのですが、この四十四条の緊急の場合というのは、絶対退というこういう事態を前提としたものではない、それは被保険者が医療を受け

○政府委員(高田正巳君) その点につきましては、先ほども一應具体例をお示しいたしましたあとで、その他の御質問として二つほどワクの問題で、今、竹中先生が御指摘になりました問題についてお答えをいたしたのでござります。今、先生が仰せのように保険医の総辞退、まあ総辞退と申しましても大部分が辞退をしておるという状態ですが、そのこと自体が常でない事態であるから、従つてその事態全体を四十四条の「緊急其ノ他」已ムヲ得ザル場合」というのにすぱっとはめ込んで、

この事態であれば全部療養費払いをするのだ、四十四条が適用になるのだと、いうふうな解釈は法律上成り立ち得ない、四十四条の解釈といたしましては、個々の患者が保険医について療養費の給付を受けることができなかつた、さような場合に、そのできなかつたことが緊急やむを得なかつたかどうかを、この法律は規定しておるのであります。て、今仰せのように、全体がもうこの事態に当るんだ、だからかよな事態が起つたならば、全部四十四条がきような解釈から全体に適用されるのだ、こういう考え方方は成り立ち得ないと私も信じておるのでござります。

○竹中勝男君 その解釈は私は賛成しておるわけなんです。賛成というか、肯定しておるわけなんです。ただ被保険者の立場から、被保険者の緊急やむを得ざる場合といふことが相当ふえる。醉退が行われた場合は相当ふえる、その点を確認され、それは結局緊急やむを得ざる事態、医療についての緊急やむを得ざる事態を内容的に構成しておるということを私も認めるわけですが、当局としても認められざるを得ないだろうと、私は結果的にはそういうだらうということを念を押しておるわけなんです。

それで最後にお伺いしたいのですが、今御説明になつた点、私もちよいよいと要点だけ書いたのですが、よくまだわからないのですがね。これは患者が一体どういう場合に療養費払いができるだらうかということについて医療不安を起しておるわけなんです。そこでこれをはつきり患者にもわかるように一つ書類にして公示される方法は、どういうようにして徹底されます

この事態であれば全部療養費払をすること、四十四条が適用になるのだと、いうふうな解釈は法律上成り立ち得ない、四十一条の解釈といたしましては、個々の患者が保険医について療養の給付を受けることができなかつた、さような場合に、そのできなかつたことが緊急やむを得なかつたかどうかをこの法律は規定しておりますのでありますて、今仰せのように、全体がもうこの事態に当るんだ、だからかよな事態が起つたならば、全部四十四条がさような解釈から全体に適用されるのだ、こういう考え方には成り立ち得ないと私どもは信じておるのでござります。

る、辞退が行われた場合は相当ふえ
る、その点を確認され、それは結局
緊急やむを得ざる事態、医療について
の緊急やむを得ざる事態を内容的に構
成しておるということを私も認めると
けですが、当局としても認められざる

書き物にして配り、と思うのですが、あれ
すし、そうしていか
○政府委員(高田正)
ようにしろという委
ざいますれば、もち
でも刷りましてお渡
しますが、今申しつけ
私どもとしましては、
会の御要望が至難な事
して、前回も、非常態
したが、しかしながら
うふうに御答弁をな

もこのままいいとするのじゃないので、
いうような点がある
が、もつと患者
不安を除く意味で、
法をお伺いしたい。
（上田君）かような
、先ほど山下先生
答えを申し上げま
としましては、都
、必要があれば通報
によりまして伝達を
うに考えておりま
保険者にどういうことにつきま
結局広報と申します
りますか、そういう
ると存するのでござ
て、その方法は、こ
々におきまして、是
都道府県知事が警備
と私どもは考えてや
ともきょうお伺い
さりのみ込めない
早急これ可なか
るのじゃないので、

君も いう
ついをし
えな
かもな
る私
ント
それ
まつ

この内容に
から、どう
議員同僚説
の審議の措
するといふと、
いうことに
変更の要求
ないとも言
うな程度な
すが、ブリ
があつたかも
が済んでし
もいけないな

「努力してみ
る。」
「古まで時間
は命になつて
きまじめで、さ
うか。」
「このために
合はうよう
す。ガリ
ー。」
「このアリ
ー、私も大
きです。よ
うに、私は委員会
の方針を説明す
るために、他に公
の他に、公は
あるのじ
ついては、そ
の方針は、

忘ります。私は、馬助治の説員の説明を聞いて、私は、間違ったので、ス・バ・ス・バ、今、

十四条の目的の制度で、明瞭です。十四条の制度もして、正しいな、康保法は、不測の事故が設けられ、温情ある場合に、

君 私は、私は、どこで、どうしておいたといふのがいい。それで、どうしておいたといふのがいい。

規定と規定との立法競争の結果、いよいよ立法がなされ、規定を認めた。これがいわゆる「規制緩和」である。

非常にそこまでという意
うでしょ
うて、われ
う程度で
いいのじや
すが。
れは何も
たものだ
のです。
るのです。
に、自分
のです。
のな
きなかつ
こおいて
れば、か
が誤伝
から求
まらぬ
スとい
ませんで
ほくこれ
あえで
わづけ

精神から申
「いうもの
退などとい
し、もちろん
あること
こも、しか
設けたとい
りめぐらす
れども、
ことを考
精神があつ
被用するた
へると思

最後的なところを述べます。この説明は、参考書の著者である私の意見であります。この説明は、参考書の著者である私の意見であります。

10. The following table summarizes the results of the study.

うなづくと、おまかせの意でござる。されば

○相馬助治君 おつやつていることは、私は疑義がありますが、私の関連からさようであろうと存じます。が、このたびは特段、特殊な場合だとうので、急のために伺つたのです。私は質問をここで打ち切ります。打ちますが、私は一言見解を添えておきます。と申しますのは、この委員会にこのことが報告されたが、私どもは認めておらず、これをもつて厚生省が示した法解釈が妥当なりと認めておるものではないということです。少くとも私は認められませんし、他の委員においてもこれはこの資料をじっくりと考えた場合にそれ相当の意見があるうと思います。従いましてこの問題については、意見その他私は保留いたしまして、厚生省自体が早まつたことをしてくれないようになつたために、それだけの御注意を申し上げて私は一応この問題に関する質疑を打ち切つておきます。

準報酬の等級区分の改訂につきましては全部削除いたしました。第三点のナ条。九条の二に規定されております検査関係の規定につきましては、九条の二にありました医療施設につきましての立ち入りを削ることといたし、修正をいたし、他の三点につきましては、原案通り承認いたされたのであります。そうしてその無修正の個所につきましては、今回も提案された原案を修正いたしておりません。また立ち入りを云々の検査関係の規定につきましては提案理由で申し上げましたごとく、ほぼ前回の考え方を踏襲いたしておりますのでございます。従いまして、山下委員長の御趣旨にお答え申しますには、被扶養者の範囲及び標準報酬に関する改正規定を削除いたしました前回の考え方と、今回は原案通りいたしました扶養者の範囲及び標準報酬に関する改正規定を削除いたしました理由につきましては、第二十二国会で衆議院では次のように述べられております。すなわち何かと存するのであります。前回この規定を削除いたしました理由につきましては、被扶養者の範囲及び標準報酬を現行通りとするものであります。これらの修正は、健康保険が赤字で困難をきわめておりますので、それがため、いざれ近い将来において、健康保険財政の再建のための根本の方策が講ぜられ、新しく法案が提出される見通しでありまするので、これら改正部分については、その際再考慮することが至当であると考えたによるものであります。」云々とござります。これは昭和三十三年七月三十日における衆議院社会労働委員会の会議録によるのであります。

りもむしろこのような改正は、健保財政再建の根本の方策が講ぜられており、實際にあわせて考慮すべき問題であるとしたとして削除されたわけでござります。今回は、今回の改正案が健保財政再建のための根本的、総合的な方策を講じておる案でありましたので、法律案中にあらためてこの点に関する改正が取り上げられていることにつきましては異論がなく、その結果、原案を妥当のものと考えた次第でござります。

次に、事務所、保険医療機関または保険薬局の施設への立ち入りの修正につきまして重ねてお答え申し上げます。立入検査につきましては、前回において申し上げましたように、政府原案、修正案とともに法律的効果は全く同じであります。政府原案では、当該職員は事業所、保険医療機関または保険薬局に立ち入れることができると特に項目を新にたして規定されておりますために、立ち入りのみが強調されているきらいがあり、関係者に不安と疑念を感じさせ、また、行政府の乱用を招きやすいような規定の仕方でもありましたので、これを現行法九条の規定と同様に何々「二就キ」という表現に改め、関係者の不安と疑念を除いたものであります。しかし、上述のように修正案によりまして、政府原案ないしは現行法と同様に、立ち入って検査することはできるわけであります。なお、修正案の結果、質問のために立ち入る権限は保するためには立入検査が必要なものと正不当を排除し、適正な保険運営を確保するためには立入検査が必要なものと考

る立ち入りを拒んでも罰則または指導取扱いの事由にはならないという相違が政府原案との間に出てくるのです。しかしこれは、質問は検査と異なり、その場所に立ち入らなくともできると考えました趣旨からでござります。

○山下義信君 ただいまの藤本議員の御答弁は、前段は、私が第二十二回国会における衆議院の修正の理由、今回それを無修正できたということの理由を承わって、それらの御答弁をいたいたいんです。後段は今回の修正点について立入検査のところを修正せられたという点についての御答弁を一括していただきたいのです。第二十二回国会における衆議院の御態度と今回の御態度との相違につきましては、その問題が出来ましたときにあらためて重ねて御真意を伺うということにいたしまして、それで審議は従来に引き続いていたしたと思いますが、相馬委員が衆議院の方の御修正につきまして総体的な御質問をしたいと思います。御案内の質疑の途中で関連して相馬委員に御質疑を願いたいと思います。

○相馬助治君 藤本議員に対しまして、この際基本的な問題について、衆議院修正案のいきさつその他についての質問をしたいと思います。御案内の質問があるようでございますから、私の質疑の途中で関連して相馬委員に御質疑を願いたいと思います。

政府が原案として出しますためには、当然与党でありますところの民主党の政調会その他関係機関の一応の基本的な議を経て政府は原案を提出するというのが普通であろうと思います。藤本先生は社会保障関係の政調会の重鎮でありまして、従いまして私はその辺

府が健康保険法改正の原案を出し、それを健康保険法改正の原案を出したのですが、この改正がこの改正法案に集まりました。うしますと、衆議院の自民党は何とかしてこれをこの程度にしてやるというて政治的な手を打たれたのであります。承認されましたところによりますれば、参議院の自民党の諸君は、その修正いました全体ならずとして反対されたやに承認しております。そういたしますと、政府原案に対して、こういう同じ党の中の参議院側の不満をよそにして、点半端な修正をあえてせざるを得ないを得なかつて衆議院の自民党の諸君の苦情とする参議院側の、うそかほんとうか、伝えられる自民党諸君の反対論の根拠、及びこれを取り上げることのできなかつた経緯、それらについてこの際大臣直に御説明を承わって、審議をスムーズならしめたいと存するので、あえてお尋ねをいたします。

たしましてその中核であり、中心課題でありますする健康保険の問題がきわめて重大に画期的に、取上げられるためには今後の社会保障制度が全面的に確立推進される上に一大転機となるものでありますので、私どもは非常にいろいろな方面的御意見を慎重に拝聴いたしまして、そうして直すべきところがあればいつでも直すというような態度を始終考慮いたしております。また全国的にいろいろな方面から御陳情もいただき、そうして貴重なる御意見も拝聴いたしております。でありますので、一応、お示しのように、党いたしましては政府原案ということになりましたが、その後相当日もたましまし、今申し上げましたような趣旨によりましてあれこれと天下の声といいますか、御意見といいますか、それをしんしゃくいたし、今回のような修正の舉に出たのでございまして、あえて政府原案に対して、非難があつたから党があわててこれを修正したというごとではございません。

は、ただいま藤本議員おっしゃる通りあります。公的な答弁としてあるうと私は考えておりますが、この健康保険法の一部改正法律案なるものについて、世論の声に耳を傾けるといたしまするならば、当然これは、この提案を撤回すべきであったと私どもは思えるのです。よしんば撤回できなかつた場合には、むしろこの際一步進んで、現在三千万人といわれる社会保険制度の恩典に浴し得ない国民を対象とした新たな別個の立案をいたし、それとこれとの統一連関を保つて、この際日本の社会保険の制度を抜本的に整理し、改正し、あるものは進展せしめて、しきうしてそのような統一案を持つて天下に示すならば、私どもといひましても、また医療担当者である医者、歯科医師、薬剤師その他の人々におかれても、また直接患者であつて、このような改正案を提案したというところに実は大きな問題があるうと、かよう考へてるのでございまして、天下の声に耳を傾ければ、この法律案は上程を撤回すべきであったろうと思うのであります。が、この点はどういうふうに考えますか。

いるのだ、衆議院の修正案を不満としていたのだ、衆議院の修正案を不満としているのだ、われわれにはわれわれの腹案があるのだと、かようにおっしゃつてあることを二、三耳にいたしました。これは尊敬すべきある同僚議員の言葉でありまするがゆえに、私は單なる強がりのはつたりとは思つております。従つて、参議院自民党が特に賛成し得なかつた面といふのはどのような部分でござりますか。ただし、これは党内事情であるからして、絶対に答えられないというのでございましたらば、私はあえて強要するものではございませんで、その場合には、自民党というのはさうやうな伏魔殿に類するものであつて、吾人の内容をうかがい知らざるところであるとして、今後私は警戒するという意味で、それもただ参考にしたいと思いますので、あえて答弁を強要するものではないのですが、ざつくばらんに承わつておきますると、ははあ、参議院としては、この法律案はこの程度の修正と、この程度の腰だめでもつていけば、こんなことになるなあというある見通しも出て参りまするものでござりまするから、私は本来法案を流産せしめんとして努力している一人でありますけれども、事と次第によつてはあえて話がわからぬわけでもありませんので、そこらの点についてお聞かせ願えれば、ざつくばらんに一つ承わつて参考に資したいとかよろしく存じます。(非常に誤解があるようですから説明しておいて下さい。)と呼ぶ者あり)

うに、実は私どもこの健保の財政立て直しとすることを起點にいたし、医療保障、社会保険の全面的な総合的な案を立てまして、社会保障の確立というわが党の重大政策の一環といったたのいと考えまして、社会部会におきましても、党におきましても、この点につきましていろいろ検討いたしておったのであります。また、こういうことのために必要な予算も若干いただいていふことは御承知の通りであります。でありますから、この根本的な、総合的な、画期的な施策につきましては、いずれ近くまた御協賛を願わなければならぬ時期があると思いますが、現在では今、相馬さんの仰せのことくその段階には参つておりますせん、しかし、近い将来においてさような御配慮を賜わるときがくると思いますが、さてただいま参議院のわが党議員との間におきますことについてお述べになりましてが、御承知のごとく、国会は国家の重要な最高機関でありますので、その審議とか話し合いにおいては、決して伏魔殿的なことはあり得ないのであります。従つてわれわれといたしましては社会部会におきましても、それからまた参議院の方々を交えまして、いろいろ御懇談をいたしましたときにおきましても、いつも天下の公器としての使命を忘れず、堂々といろんな意見をいろいろな角度から検討いたしましたことは事実でございます。その際に特に参議院におかれましてはその道のエキスパートがたくさんおられますので、いろいろな御意見を耳聴いたしましたが、しかし再々部会その他をやっておりまする間に、おのずといろんな情勢がわかりまして、われわれのこの考え方

方に対しましては、被保険者の一部の範囲拡大といいますか、その程度といふかただ一点を残しまして、他はみな御了承いただいておるのであります。しかし、これまたいろいろ天下の世論といいますか、いろんな御意見がいろんな角度から従つていろんな方面に出るということになりまして、これはいわゆる天下の世論といふのでしようが、それをお考えになられておられるということもあるかもしません。しかしとにかく私どもといつてしましては、先ほど御注意をいただきましたように、天下の世論それはお聞き及びのようないわゆる天下の世論といふものも不断いろいろな方々またその道のエキスパート、そういった方にお会いいたしまして、ぜひこれを推進してくれ、この案を成立してくれといふうな強い御要望を各方面から承つておつたのでござります。でございますので、今御指摘に相なりましたように、この案は決して取り下げるでのなしに、この程度のものを參議院におかれましても、御慎重御審議の上せひとと御協賛を仰ぎたい、かように考えておる次第であります。

ますが、この立ち入り検査の点は、今回の健康保険改正案の中の言うまでもなく問題中の問題でありまして、関係者が非常に問題としておる点なんだと思います。率直に申しまして、衆議院の方では医師側が反対しておる立ち入り検査というものはやめにしたのだ。それで立ち入り検査というところはみな削除してしまった、そうして「事業所ニ就キ」という言葉に変えて、この反対の意見についてはその意見を聞いて衆議院は差し戻したのだ、こういうふうに世間ではとつておる。また、おそらく関係医師諸君でもさように了解をしておられたのではないかと思うのです。それでわれわれもそういう意味の修正ならば、しかばば立ち入り検査ということをやめて、「事業所ニ就キ」と、こういう修正せられたこの「就キ」というものは、いかなる意味を有するのであるかということを御質問申し上げて、いろいろ前回に御答弁がありまして、御答弁を振り返ってみて考えてみますと、いと申し上げた。ただいま取りまとめて別れのときに、一つはつきりとわかるようになりますと、次回にはしておいていただきたいと申し上げた。ただいま結論的御答弁として、立ち入り検査ということも、「事業所ニ就キ」検査するということも同じことじや、こういうことです。ただ字をかえただけである。感じが非常に鋭くなるので、いわゆるニュアンスを改めるつもりで、「事業所ニ就キ」という比較的おだやかな表現を用いたのである、中身は全く同一であるという御答弁です。その通り前回もおっしゃつたのであります。大体そうおっしゃつたのであります。それで立ち入り検査の場合における

るところの質問ということはできないことになつておりますことは御指摘の通り。そこできょうは、その質疑の統きをもう少し伺うのであります。私も法律学の専門者じやございませんので、また御答弁を承わりましては考えさせていただくようになりますから、質問が少したどたどするかもわかりませんが、そういう法律的な、法理論的な質問というよりは、こういうふうに御修正になりまして、何か運用の上に異なるところがあるか、また修正された関係個条の運用の面ではどうなるのかという、そういう点に重点をおいて伺つた方がいいのじやないかと、かように思う。従いましてこの「事業所ニ就キ」同様に立ち入ることができるといふ、その権限の根拠がどこにあるのでございましょう。私は「事業所ニ就キ」とあらうと、立ち入り検査とありますても、無条件にはその事業所なり医療機関に当該職員が強制的に立ち入ることは実はこれはできぬのじやないかという気持がするのでありますが、この立ち入ることのできるという権限は一体どういところに根拠があり、ただいま申したように、立ち入ることができるのであるかどうかということを明確にしていただきたい。

回、山下議員から御質問がございましたが、一底の法律的な解釈は申し上げておいたところでございますが、その後委員会が終りましてから立ち帰りました。いろいろ調べたり、また考えたのでござります。しかし、これは前回にも申し上げたのでござりますが、この点についての解釈を与えた、まあ裁判所の判例とかあるいは著書とか、そういうものがございませんので、結局従来の立法例に当りまして、そして私個人の考え方をまとめたのでございます。それをただいまから申し上げようかと思ひます。

の用例は、どちらかというと、あまり多くない用例でございますが、この場所につき検査させることができます。そういう立法例もあるのでござります。
それから、今度は違反の場合の規定がどうなつておるかと申し上げますと、それがまた非常にばらばらでございまして、単純に検査を妨げたものというふうな表現で処罰している。それから、あるもう一つの例は、立ち入り検査あるいは臨検検査、字を続けて書いてあるのでございますが、立ち入り検査、臨検検査を妨げたものというふうに表現しているものもあるのであります。これはお尋ねによりましては、その立法例を、その法律の名前を申し上げてもよろしくございますが、それからまた別の例によりますと、立ち入り、検査これこれをこばむと、結局これは立ち入りをこばみあるいは検査をこばみというふうに読むのだろうと思いますが、立ち入り検査をこばみと、こういうような表現になつているものもあるのでございます。そしてこれは、この今の本体の検査ができるという規定と罰則との規定とのコンペインを見ますと、これは非常にまちまちでありまして、単純に検査することができるとなつている場合の罰則が、ただ検査をこばむというふうになつておりながら、その罰則の方では、単純に検査を妨げるというふうな表現を用いているもの、また同じ場合に、先ほど申し上げました立ち入り検査を妨げるというふうになつておるものの、また同じ場合におきまして、立ち入り、検

査をこばみというふうに、刑罰の方が規定してあるというふうになつておるのであります。

まあ結局今申し上げましたように、従来の立法例はその点を立法者としましては、それぞれ何らかの意味合いを持つてお書きになつたのだろうとは思いますが、あとから読むものからいたしますと、どういうわけでそういうような違いがあるのか、非常に理解に苦しまざるを得ないのであります。しかしながら讀むものからいたしますと、どういうわけでそういうふうな違いがあるのか、非常に理解に苦しまざるを得ないのであります。しかし、一応成立した法律でござりまするので、そういういろいろな立法例がございますが、それらを統合して理解しなければならないわけがありますが、それらを統合しての私の理解を申し上げますれば、結局この検査といふ言葉の中に意味があるのでないか。結局帳簿書類その他の物件を検査することができるという、その規定のその検査ということの中に意味がむしろあるのではないか、結論に急ぎますけれども、立ち入りとか臨検とかということころに、そのことから検査の内容が出てくるのはありませんで、検査することができるとができるというその検査の文字の中に意味があるのでないか、と申しますのは、帳簿書類その他の物件を検査することができるというその検査はどいう意味かと申しますと、帳簿書類の内容を検査することはもちろん入りますが、そのほかに帳簿書類なる物件のある場所に、そういう帳簿書類なりの内容がある状態、あるいは方と申しますが、そういうものも検査する、その内容を見て調べるということではなくして、その帳簿書類なり、物件が本来の場所にどういう状態に置いてあるか、どういうふうな状態において存

在するかということをこの検査とすることの中に入っているのではないかから従いまして、そういうふうな考え方方でいらっしゃると、帳簿書類その他の文書を検査するためには、その帳簿書類なり、物件が存在する場所に参りまして、そうしてその書類、物件の内容あるいは今申し上げましたようなことをいうもののあり方すなわちその存在する場所との関連においてそういうのを調べるということもこの検査ということの中に入っているのではないのか、結局そういうふうな結論に達したのでございます。従いまして、先ほどのお話をございましたところのその場所に立ち入るあるいはその場所に行くことのできるところの中からそういうことは出てくるのであります。そこで、その立ち入りという文字がございましたところのその場所に行けるのだ、あるからそこの場所に行けるのだ、あるいはこれこの場所につきといふようにあるからそこの場所に行けるのだ、検査するためにはその場所に行くことがができるという場合には行けないのかどうかというと、そうではありませんで、検査するにはまだ何もなくて検査することができます。それからそれならば、その問題は単純に検査するという場合と、立ち入り検査する場合との区別はないのかと申しますと、ここには意味があると思うのであります。と申しますのは、単純に検査することはもちろんできるわけであります。が、場合によりましては、任意にそのものを出さして、もし、持つくるなら、その相手が持ってくるな

ら、別な場所において検査することも可能であるうと思います。ところが、これこれの場所に立ち入り検査することができるという場合におきましては、結局その場所において検査するというものがその法の趣旨である、あるいはこれこれの場所につき検査することができるという場合には、その場所に行って、あるいはその場所において検査することができるというふうになるのでございまして、単純に検査することができるという場合には、その場所にかえつて検査の方法に制限があるのだというふうなことになるではないか、こういうふうに考えます。でござりますから、検査の場合には、立ち入りとか、何々の場所につきとか、あるいは何もなくて、単に検査するといつて規定は、その場所との関係においては差異ないではないかというふうに考えるのでございます。ただ、これはちょっとと検査と違いますが、質問の場合になりますと、先ほど藤本議員からもお話ししがございましたのですが、單純に質問の場合でございますと違つて参りますのは、その違反の場合において違ひが生ずるのではないか、と申しますのは、制裁の方を見ますと、答弁せずあるいは虚偽の答弁をし、というふうにこの罰則にはなつておりますので、具体的にこちらから参つた者がある人に面と向つて質問を投げかけてそろの罰則が働くのであります。その場所に入る前提において入ることをとめられたという場合には、結局こちらから質問する方法がございませんので間接的に入れる前段において入ることをとめられたという場合には、結局こちらから

強制をすることはできない。ところが、立ち入って質問することができるというような規定でもございますと、その立ち入りを妨害したということによって接強制ができる。しかし、その場合も、答弁しなかつたという点では、間接強制したのではなくて、結局もう一步前段階におけるその場所に行って質問しようとするその場所に入るということを妨げたということにおいて間接強制ができる。こういうふうに質問の場合には、立ち入りの言葉があるのとのないのとで制裁の点において大いなる違いがあるのでございますが、この検査の場合でございますと、結局検査という言葉の内容から考えればできるので、立ち入りとかその他の言葉のありなしで、その法の運用の点は別でございますが、法の解釈の点からいうと違はないのではないか。こういうような考え方でござります。

査をしたいけれどもそれはできないからというので、わざわざ警察官を呼んでも、警察へ連絡をとつて、そうして司法権を持つている者を連れていかなければ中に入らなくてはの検査はできない。これは麻薬取締りにおいてもそれだけれども、それを押収するところまで立ち入って検査することができる。官に司法権を与えるというのもそれなんであって、現にそこに証拠物件があるのだけれども、それを押収するところまで立ち入って検査することができない。従つて司法官憲と連絡をとつて一緒に行かなければ立ち入り、ほんとうの検査ができない。そうするとあなたの今の解釈でいけば、この場合の立ち入りということは、あってもなくてもさして意味はないのだ。検査ということはあるべき場所に行って検査するのだから、その内容のいわゆる検査ということであつて、当然立ち入るのだというが、あるかのとき、行われるもののことき、あるいは行われないもののことき、何だかわけがわからぬい。ことを、そういうむずかしい法律論もけつこうですが、実際問題として私は伺いたいのだが、これはある場所に行ってどの程度までうちに入れ得るのか、どの程度まで入るのですか。たとえば私は具体的に言いますが、工場を検査する場合に、立ち入りという言葉がなくして検査する場合に、工場のどこまで入る、病院診療所に薬事監視員が行って、そうして検査をする、あるいは薬局に行って検査をする、その場合にどこまで入れる、もつと突っ込んでうので司法権を持つたところに連絡をつけて、三ヶ月以内に、

なくなつちまう。こういう非常な不都合な事態が現在起つてゐるけれども、あなたの解釈でいへば、もはやそういう必要もないのであつて、もう立ち入りがあるうとなからうとかまわざ家屋のどこの部分にでも入つていて検査してもいいようなふうに、私はあの説明では聞けるのだけれど、そのところはどうなりますか。

○衆議院法制局参事（戸島真男君） 私の説明が十分でなかつたかもしませんが、私の申し上げる趣旨は、その検査することができるという権限を与えられている場合には、当然にその場所に行つて検査することができるということを申し上げたつもりでございまします。しかしその場合におきまして、その相手方の意思に反してまで入れるかどうかと、ということは別でございまして、それはそのいすれの場合におきましても、相手方の意思に反してまでは入つてはいけないのであります。ただ相手方が通してくれない場合には、結局検査を妨げたということの間接強制でいくよりほかはないんで、それ以上相手方が入れてくれないといふ場合には立ち入ることはできない、そういう趣旨で申し上げておいでございます。

○山下義信君 ここは私がもう審議の初めに申し上げましたように、憲法の改正案の名称の一つですから、ゆつくり一つあわてて見そがないがあつてはいけませんからゆつくりやりたいと思うのであります。が、法律論はある段階ある程度以上は、これはもう議論でありますから、際限のないことでありますが、しかし今の御答弁ですと、要するところ、検査というものの中には

もう立ち入りも入っているのだ、私どもは検査ということと立ち入りといふこととは別だと思う。「事業所ニ就キ」ということと、立ち入りということの今度は議論をしておるのであって、これを同じだというて、今度は立ち入りただ、こうくる。立ち入りなければ検査ができぬから立ち入りは検査の内容であります、こういうのです。従つて、検査を拒んだならば罰するということをつけておきさえすれば、立ち入りを拒んだときの罰則ははずしても、今度はあなたの方ではすしておる。はずしても強制的に立ち入りることができ、こういう解釈で、従つて表現を見るといふと、しばしば繰り返すように、強制的な立ち入り検査はやめたようであつて、巧妙に検査の目的を妨げた場合は罰するということになつておるのですから、立ち入りを拒むことができぬ。何となれば、立ち入りは検査の中身の一つであるからと、こういう解釈なんですね。これは一つの法理論でありますから、いろいろその点はわれわれも研究させてもらつて、また御意見を伺わなければなりませんが、私はこれは非常に無理だと思うのです。無理だと思う。立ち入りとか、質問とか、それはここにありますように、各関係箇条にあるように、「提出」だとか、「提示」だとかといふようなことは、これも一つの別々の場合、別々の段階であつて、それがみな考え方によつては検査の方法でもあるし、検査の中身でもあるし、また区別したらば別々にもなるのですね。関係の法文の中には別々に扱つてある。しかるに立ち入りといふことだけが検査の中身ということは

どうということですか。質問というのではなくて外に出してある。提示するということよりも外に出してある。提出するといふことも外に出しておいて、立ち入りといふことだけが、私はこの絶対不可分の検査の中身だ、従つて検査とあれば必ず立ち入りがある。う當然立ち入ることができるのだといふことは、すでにこの関係個条において検査するためには帳簿も提出させなければならぬでしょう。他に質問しなければならぬことは、おいて立ち入りといふことにおいて、見ただけで検査する場合がある、場合によって質問しなければならないこともある。そういう場合には、別に出しておいて立ち入りといふことだけが検査ということの御議論は、必然的な中身だということの御議論には私は納得いたしがたいのである。これはいろいろ用例等も示されて法制局、いわゆる衆議院側の御解釈がありますから、その解釈が妥当なものなのかどうかということは検討しなければならぬ。

手方が承諾しなくてもすかずか無理でも強制的に入れるのかということになると、「事業所ニ就キ」とあるう立ち入りができるとあるうと、いざ立入りができますか。中に入り立ち入りということを拒む、即検査の妨害ということになると、そうするとその検査の妨害というのは、つらかり立入りということを拒むことは、承諾を受けなければいけないかもしれません。中に入らざるがために立入りを拒むことなどと承諾をしなかったことは検査の妨害になりますか。中に入ることを拒むことは、承諾を受けなければいけないことがありますか。中に入らざるがために立入りを拒むことなどと承諾しないこととの関係はどういうふうに衆議院の方では解釈されますか。

るの検査の場合、これはいかなる場合でも必要ありと認めた場合と、非常広範にしかもばく然と規定してあるのです。この必要ありと認めた場合は、この種の今回検査といたことを非常にきつく政府は改正する必要がありますが、これはいかなる場合も必要ありと認めたならば広範にこの検査ができる、立ち入りもできることを規定するべきです。何か罰則の性質がある、一面しかかも検査を妨げたらちまち保険医の登録を取り消し、医機関の指定も取り消すというが、そういうことですか。何か罰則の性質がある、そぞろいのよきな強い検査をするムル」というようなときわめてばく然とした理由で、この種のことが強制的できるようになっておるということこそ妥当ではない、不穏當ではないかとおもふが、しかしながら衆議院送付案、なむち原案等において「必要アリト認ムル」というようなときわめてばく然とした理由で、この種のことが強制的できるようになっておるということこそ妥当ではない、不穏當ではないかとおもふのですが、これは衆議院の方はどういう解釈をとつておられますか。

か、ゆえがあつたかなかつたかといふことを判定することになるうと思ひます。

○山下義信君 一応そういう表面的な法文の解釈ということだけでいえただ法文の解釈ということだけでいえれば、味もつやもなくその通りであります。が、必要と認めたら、何でもできる、この健康保険法の広範なあらゆる場合を皆ことごとく必要ありと認めるというようなことでやるということになれば、端的に申しまして、立入検査権の乱用になりはしませんか。なりはしませんかというと、また法律的にいかぬから、乱用になるおそれはありませんか。おそれはありませんかと言つたら文字の解釈ではないのでありますから、運用上になりますから、おそれはありませんか。

○衆議院議員(藤本捨助君) 御指摘の点に対しまして、法制局当局の御見解の開陳があつたのであります。が、私どもは罰するとか何とかいうのは決して目的でございません。実は検査なり、質問の目的を達すればいいのであります。それが現行法のごとき方式によつてもそれができるということでありましたからこれを削つたのであります。なお、政府は誤解を招いたらいかりましたからこれでございません。が、それがなくとも入れるといふらいいかぬのだといふようにとられるかもしぬというので立ち入ることがであります。私は要するに法は運用にあり、運用は人ありと思うのであります。でありますから、いろいろお示しの点はまことに傾聴いたしておりますが、今後一つの運用、人を得

る、また得なければ、これは国会といふことができるのじゃないかと思ひます。私どもはさよな意味において別段巧妙とは思つておりませんが、できるだけトラブルがないよう、そういうことは目的でございませんか。

円満に検査なり質問の目的を果したら、その扱いにおきましては特に注意を要するということをすでに幾たびも当局に申しておるし、また部会におきましても、これを繰り返しておるの

あります。

○衆議院議員(鶴原亨君) 関連質問……。岐島法制局長に私一点お伺いいたしたいと思ひます。が、医療機関をかくの等に對しまして検査をするために立ち入りましたとして同様に岐島部長はお考へに入りました。立ち入り検査といふことを一点だけ承わりたいと思ひます。

○衆議院法制局参事(岐島真男君) 私たゞお答えしておったかもしれません。そういう関係で、この犯罪捜査のための権限との区別を申し上げたのですが、たゞいま御質問のようにおきまして、ただいま仰せにござりますが、たゞいま御質問のようないいのかと疑うのですが、その点いかがでござりますか。

○高野一夫君 この問題については、私は、これは直接私が見聞したのでないでわからず、たしか衆議院の社務委員会においても、この点についての質疑応答があつたようになっておりますが、あつたかどうかわかりませんが、藤本さんにお伺いすればわかると思いますが、これで私が、その非常に心配しておると、この帳簿あるいは診療簿、そのほかを見なければ果して不正の事実があつたかどうかわからぬというような場合に、一方においては、医師は診療の秘密を守らなければならぬ義務を法律によって負わされている。その法律の義務を守らんがためにはこの帳簿をお見せすることができないと、こういうことを言つては、どうも心配しておるといふよりも、たとえばその場合に、当該官吏

○衆議院法制局参事(岐島真男君) 私たゞお答えしておったかもしれません。その点いかがでござりますか。その点いかがでござりますか。それは、それはいすれもそれは行政法の部門のものでござりますし、それから序保険法も、それから食品衛生法などいりますか、いずれもそれは行政法のそれは、それはいすれも犯罪捜査のためにござりますが、たゞいま御質問のようないいのかと疑うのですが、その点いかがでござりますか。

○衆議院法制局参事(岐島真男君) 私たゞお答えしておったかもしれません。そういう関係でござりますが、たゞいま御質問のようないいのかと疑うのですが、その点いかがでござりますか。

○高野一夫君 この問題については、私は、これは直接私が見聞したのでないでわからず、たしか衆議院の社務委員会においても、この点についての質疑応答があつたようになっておりますが、あつたかどうかわかりませんが、藤本さんにお伺いすればわかると思いますが、これで私が、その非常に心配しておると、この帳簿あるいは診療簿、そのほかを見なければ果して不正の事実があつたかどうかわからぬというような場合に、一方においては、医師は診療の秘密を守らなければならぬ義務を法律によって負わされている。その法律の義務を守らんがためにはこの帳簿をお見せすることができないと、こういうことを言つては、どうも心配しておるといふよりも、たとえばその場合に、当該官吏

がその業者の秘密を漏洩するというような場合を考えみてみましても、医療の場合は、もしも秘密が漏洩されますならば医療そのものが破壊されるのです。うどん屋の場合に、飲食店のための検査であります以上は、そ

従つてそれをさかのばれば、検査官は、医師の方がそういう診療の秘密を守らなければならぬ義務を負わされているから拒絶するといつても、その拒絶は拒絶にならないのだと、こういうことになるわけがありますが、この点についての御質疑は私の記憶ではございません。それでなおその点について、藤本先生何か衆議院の方で、たしかこういう問題が起つたと思うのですが、御記憶がありましたらお知らせ願いたいと思います。

○衆議院議員(藤本捨助君) 今御指摘になられました点につきまして、いろいろ考慮いたしておりますが、私も大

きよこと今記憶にござりませんが、なおもう少し考え方をしていただき

ます。

○高野一夫君 それじゃ高田保険局長

は、何がそういう問題について、衆議院の委員会において質疑答弁があつた

ことがありますか、それとも私がそう

いうわざの聞き間違いであつたかど

うか、いずれ聞き間違いであれば、

きようは時間もありませんから、次の機会にでもまたあらためてお伺いしたいと思つておりますが、もし衆議院の

社労の委員会であったとするならば、

概略その経過だけ、局長の方から御記憶があれは教えていただきたい。

○政府委員(高田正巳君) 私の記憶によりますれば、検査を行つた者が知り得たその秘密というものを漏洩した場合には一体どうなるのだ、秘密を保持する義務があるかどうか、それから漏洩したらどうだといふうな点についての御質問があり、私がお答えしたことは記憶にござります。ただ、今の高野先生のよう、医師の方が秘密保持の義務を持っておる、だから検査を拒

否してもいいのかどうかというふうな点についての御質疑は私の記憶ではございません。それでなおその点については、鮫島法制局部長がお答えになつた

通りの法律解釈であると私は、私自身もさように考えておりますが、その際におきましては、医師の方は秘密を漏洩したということで、そちらの方の秘密保持の規則を適用されたり、あるいは医師の方が処罰をされたりあるい

他に知らしたけれども、それは検査ということを受けるために診療録等を見せたのだ、それは当然正当な理由と

はどうこうされるようなことはない。

して医師の方が処罰をされたりあるい

などこうされたというようなことはない、さように私は理解をしており

ます。

○柳原寧君 大へん質疑者の途中で失礼であります。今私が例示いたしま

したのは、医師は秘密を保持するとい

うことの義務があるから、そこで立ち入り検査を拒んでいいというような考

えで私申し上げたのではないのであります。

一般的事業所に対する立ち入り検査と、医療機関に対する立ち入り検

査とは、その及ぼします影響が非常に違つたのだと、たとえばその秘密を漏洩

された場合に例をとつても、その及ぼすところの影響が重大であるか

ら、そこで医療機関に立ち入り検査を

するのにはよほどのことがなければならぬ

と、それがすぐ検査の妨害といふこと

になる。あるいは口で今のように、い

ては困ります。ということは、入つてもう

ら、よほどのがなればならない

ということは、言いかえすれば、疑

うに足る相当の理由がなければ、立ち

入り検査ができないといふうにお考

えを願わなければならぬ

と、それがすぐ検査の妨害といふこと

になる。あるいは口で今のように、い

ては困ります。ということは、入つてもう

ら、よほどのがなればならない

ということは、言いかえすれば、疑

うに足る相当の理由がなければ、立ち

入り検査ができないといふうにお考

えを願わなければならぬ

と、それがすぐ検査の妨害といふこと

になる。あるいは口で今のように、い

ては困ります。ということは、入つてもう

ら、よほどのがなればならない

先生の仰せのことく、正当な理由があるというような場合には、これは大にその理由を尊重すべきではないか私はさきよに考えております。そういう場合と、あるいは何かいわゆるいいところがあつてやられては困るという場合と、おのずから良心的に考えれば、ただ意地になつてどうしてもやう機関だといふような意味でいろいろ地つぱりやなんか抜きにして、良心的に考えたら、おのずから解決がつく政機関にいたしましても、国家の行はしないか。つまり私が先刻申し上げた運用にあるのだ、人にあるのだとここで、私どもは今まで考えて参ってきたのでございますが、お示しのことはごくごもつともなことと存じてあります。

うな点について、どういう御見解を持っておられるか。こういう場合には検査権を乱用すべきではない、こういう理由は正当な理由と思うで、この本法のしかも御修正になりましたこれらの方々から推しまして、衆議院の持つておられまするその御見解を、具詞性的なその場合をできるだけ私どもにお示しを願いたい、かように思う。その御解釈によりましては、いわゆる検査権の修正点につきましては、私どもも十分御趣旨を納得することなるに容易になるのではないかと思うのであります。次回までに取りまとめで具体的にお示しを願いたい、かようと思つております。私は本日はこの程度にとどめておきたいと思います。

○理事(谷口弥三郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(谷口弥三郎君) 速記を起して。

それでは本日の質疑はこの程度で終りまして、本日はこれで散会いたします。

午後四時四十分散会

↓

四月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案

寄生虫病予防法(昭和六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第七条」を「七
条第一項」に改める。
第三条の次に次の二条を加える
第三条ノ二 厚生大臣ハ日本住血
虫病ノ予防ノ為當該病原虫ノ中
宿主タル巻貝ノ棲息地帯ニ於ケ
コンクリート造ノ溝渠新設ノ基
本計画ヲ決定スベシ
前項ノ基本計画ハ関係都道府県
事ノ意見ヲ聴取シテ決定スベキ
ノトシ昭和三十二年度以降十箇年
以内ニ達成シ得ル内容タルベキニ
ノトス
基本計画ノ決定セラレタル後特旨
ノ必要生ジタル場合ニ於テハ関係
都道府県知事ノ意見ヲ聴取シテ得
該基本計画ヲ変更スルコトヲ得
厚生大臣ハ基本計画ヲ決定シ又ハ
変更シタルトキハ之ヲ関係都道府
県知事ニ通知スベシ
第三条ノ三 厚生大臣ハ毎年度其ノ
年度ノ開始前述ニ関係都道府県知
事ノ意見ヲ聴取シテ基本計画ニシテ
ク当該年度ノ実施計画ヲ決定シナ
ヲ関係都道府県知事ニ通知スベシ
関係市町村ハ毎年度前項ノ実施計
画ニ基ク都道府県知事ノ指示ニ従
ヒ当該市町村ノ実施計画ヲ作成シ
之ニ基キ施設ヲ為スベシ
第四条中「市町村」を「前条第二
項ニ規定スル場合ヲ除クノ外市町
村」に改める。
第五条に次の二項を加える。
第三条ノ三第二項ノ施設ヲ新設ス
ル市町村ニ対シ都道府県ノ支出ス
ル費用ニ付テハ政令ヲ以テ前項ノ
割合ヲ引上グルコトヲ得
第七条中「第四条」を「第三条ノ
三第二項及第四条」に改め、同條ニ

次の二項を加える。

第三条ノ三第二項ノ施設ヲ新設ス
ル市町村ニ対シ第五条第二項ノ規
定ニ依リ引上げラレタル割合ヲ以
テ都道府県ノ支出スル費用ニ付テ
ハ政令ヲ以テ前項ノ割合ヲ引上ゲ
ルコトヲ得

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

昭和三十一年五月一日印刷

昭和三十一年五月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局